

第2章

子ども・子育てを取り 巻く国立市の状況

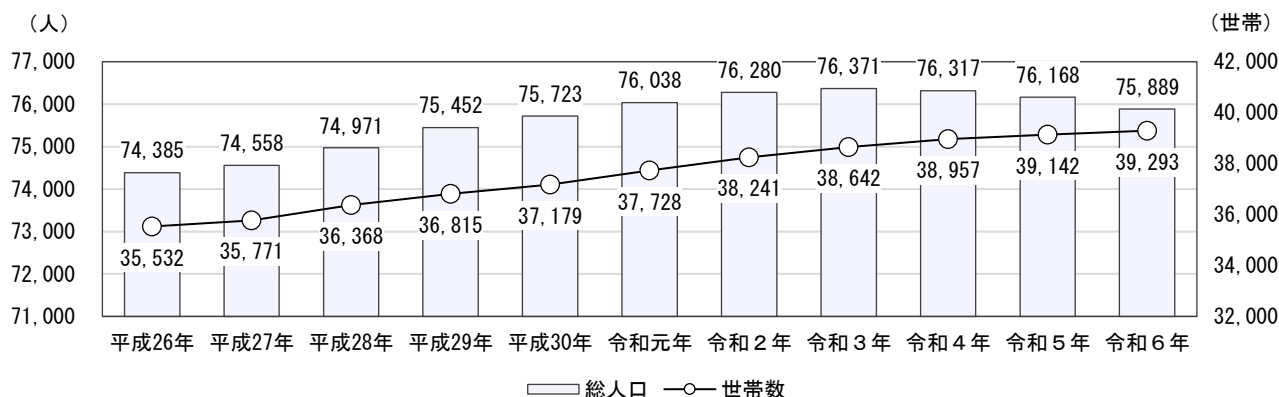
1 国立市の人口と世帯の状況

(1) 総人口と世帯数の推移

総人口は令和3年まで緩やかな増加傾向でしたが、令和4年に減少に転じており、令和6年では75,889人にまで減少しています。

一方で、世帯数は増加傾向が続いており、1世帯あたりの人員が減少傾向にあることがわかります。

図表 2.1 総人口と世帯数の推移（国立市）



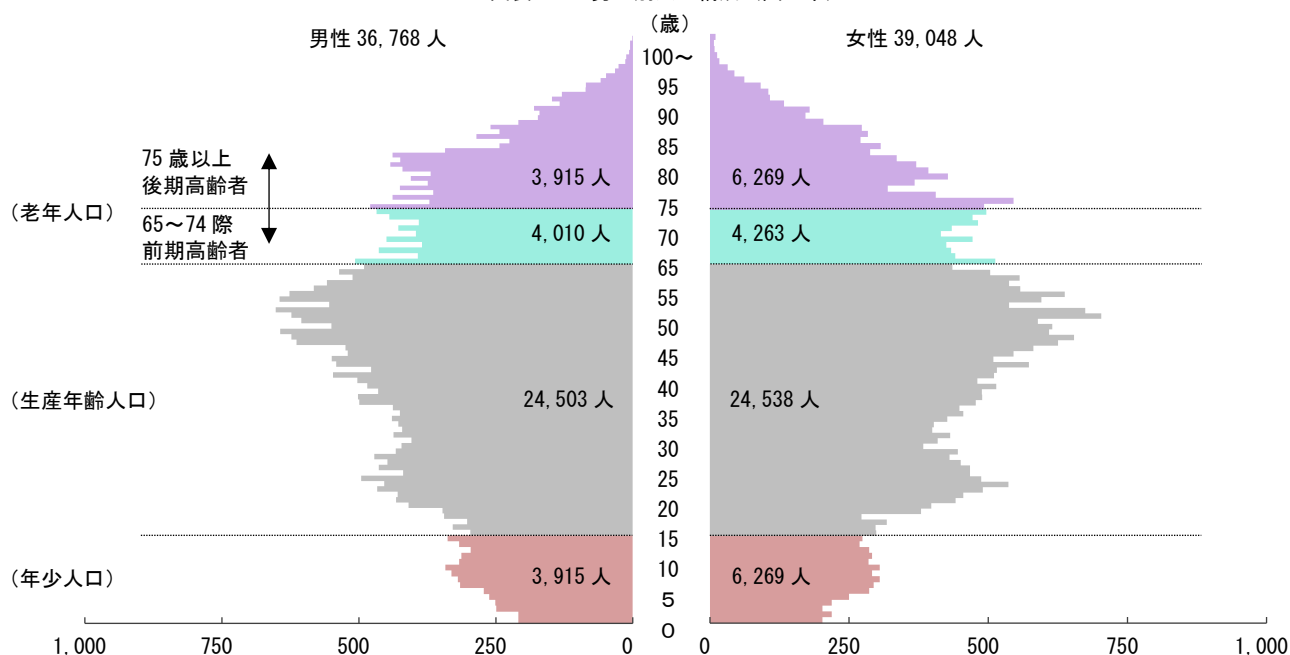
資料：東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

(2) 男女別人口構成

令和6年4月1日現在の男女別の人口構成は、男性では年少人口（0～14歳）が4,340人、生産年齢人口（15～64歳）が24,503人、老年人口（65歳以上）が7,915人となっています。

女性では年少人口（0～14歳）が3,978人、生産年齢人口（15～64歳）が24,538人、老年人口（65歳以上）が10,532人となっています。

図表 2.2 男女別人口構成（国立市）

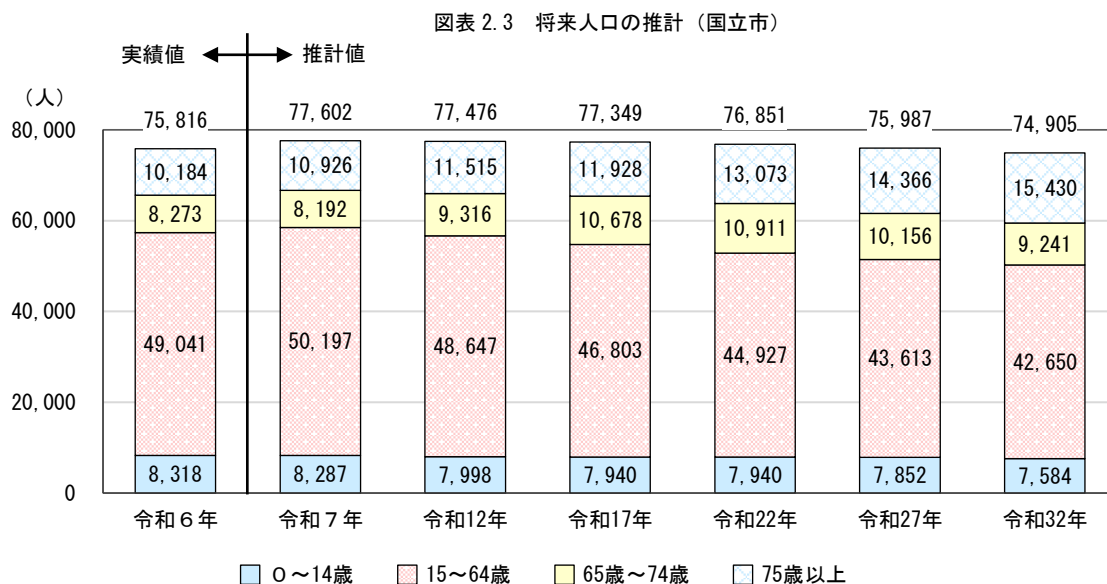


資料：国立市住民基本台帳人口（令和6年4月1日現在）

(3) 将来人口の推計

将来人口の推計は、令和 7 年をピークに減少傾向に転じると予測されており、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向となることが予想されています。

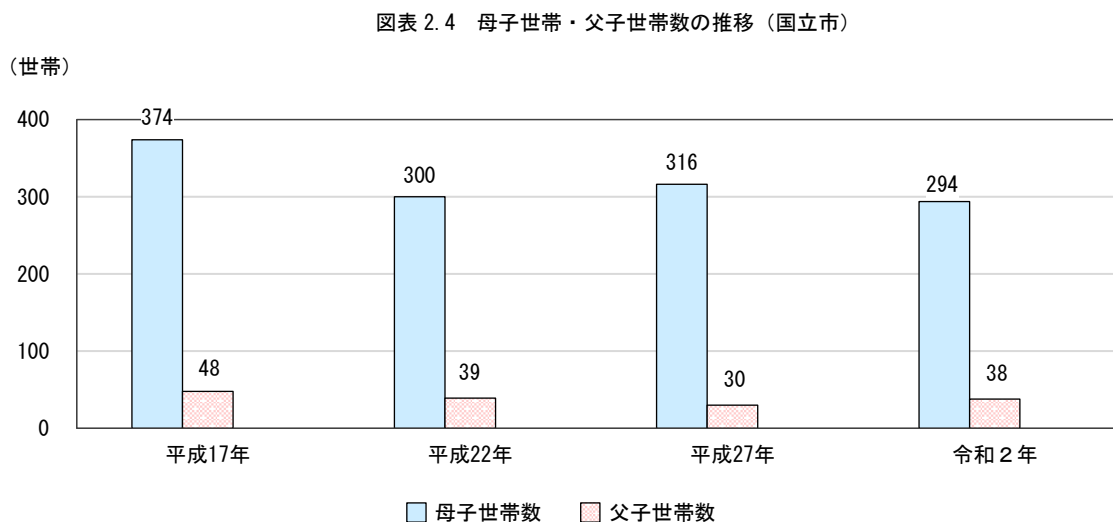
一方で、後期高齢者（75 歳以上）は増加傾向となることが予想されています。



資料：国立市住民基本台帳人口（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(4) 母子世帯・父子世帯数の推移

令和 2 年の母子世帯数は、294 世帯、父子世帯数は 38 世帯となっており、平成 17 年と比較すると、母子世帯数は 80 世帯、父子世帯数は 10 世帯減少しています。



資料：総務省国勢調査

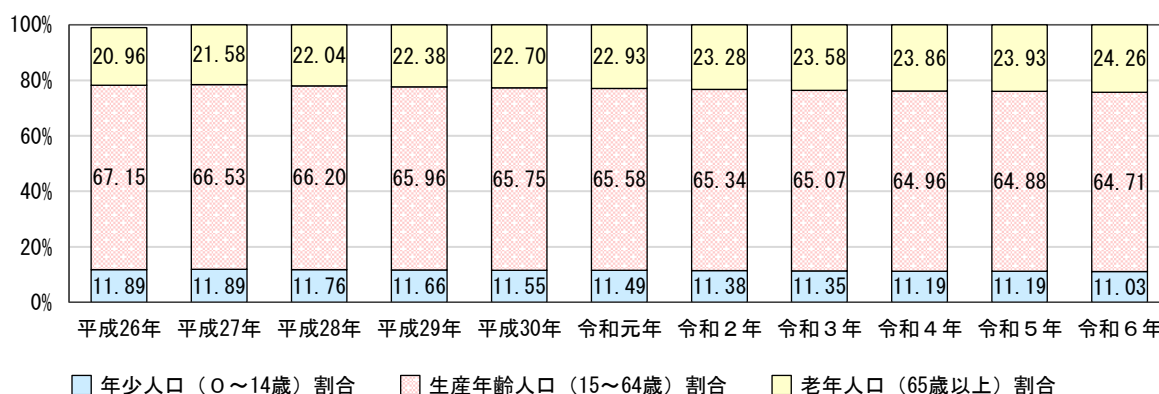
2 国立市の少子化の状況

(1) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合をみると、令和6年では年少人口（0～14歳）が11.03%、生産年齢人口（15～64歳）が64.71%、老年人口（65歳以上）が24.26%となっています。

平成26年と比較すると、年齢人口（0～14歳）が0.86ポイント、生産年齢人口（15～64歳）が2.44ポイント減少している一方で、老年人口（65歳以上）が3.3ポイント増加しています。

図表 2.5 年齢3区分別人口割合の推移（国立市）



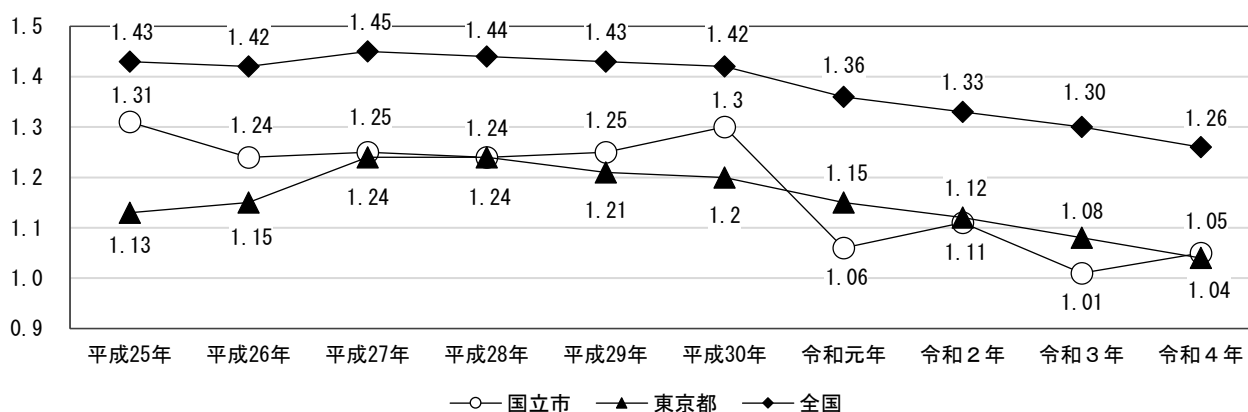
資料：東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）は、令和元年に1.06まで減少し、令和2年以降も同じ水準で推移しています。

全国と比較すると、例年下回っている状態が続いており、東京都と比較すると、令和元年以降下回っていましたが、令和4年は上回っています。

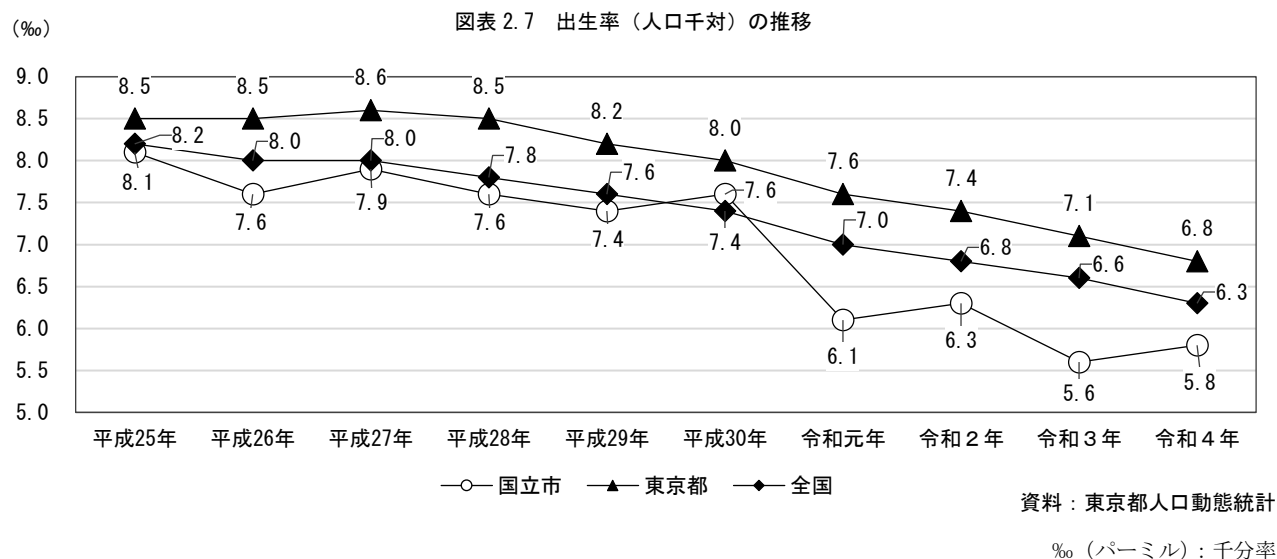
図表 2.6 合計特殊出生率の推移



資料：東京都人口動態統計

(3) 出生率（人口千対）の推移の比較

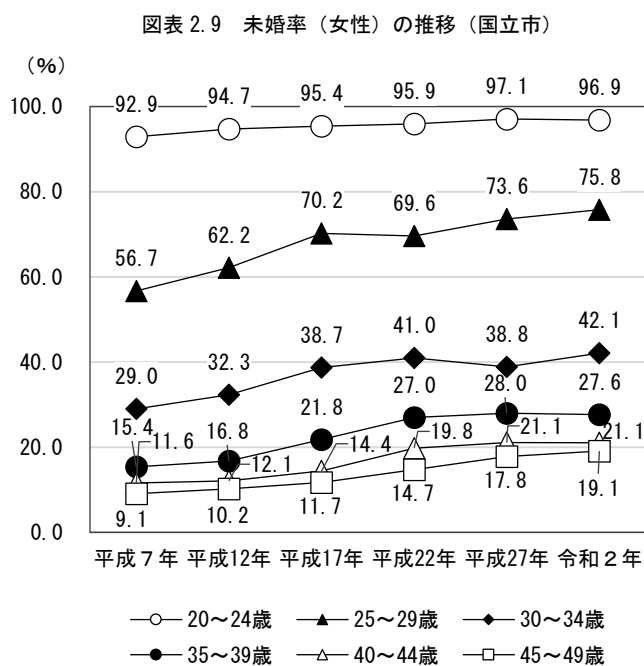
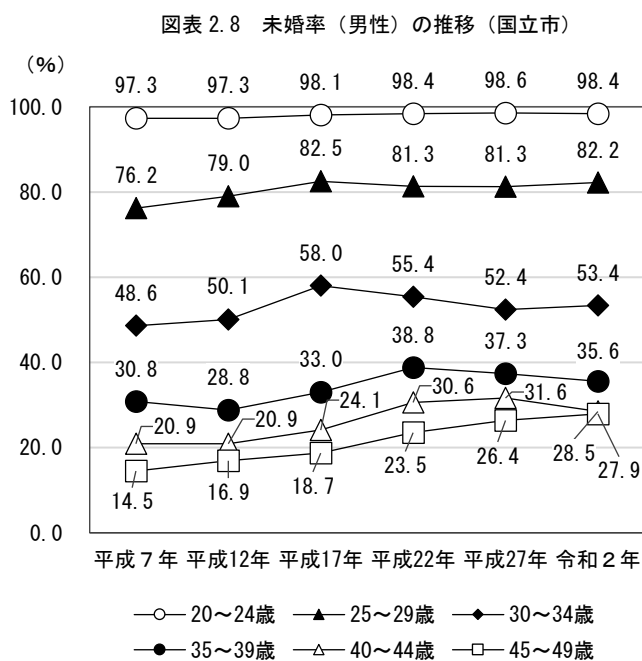
出生率（人口千人あたり）は、令和元年以降、全国及び東京都を下回って推移しています。平成30年は7.6‰となっていました、令和4年は5.8‰となっています。



(4) 未婚率の推移

男性の未婚率は、20～29歳では概ね横ばい状態となっています。35～39歳では平成22年以降減少傾向が続いており、令和2年で35.6%となっています。

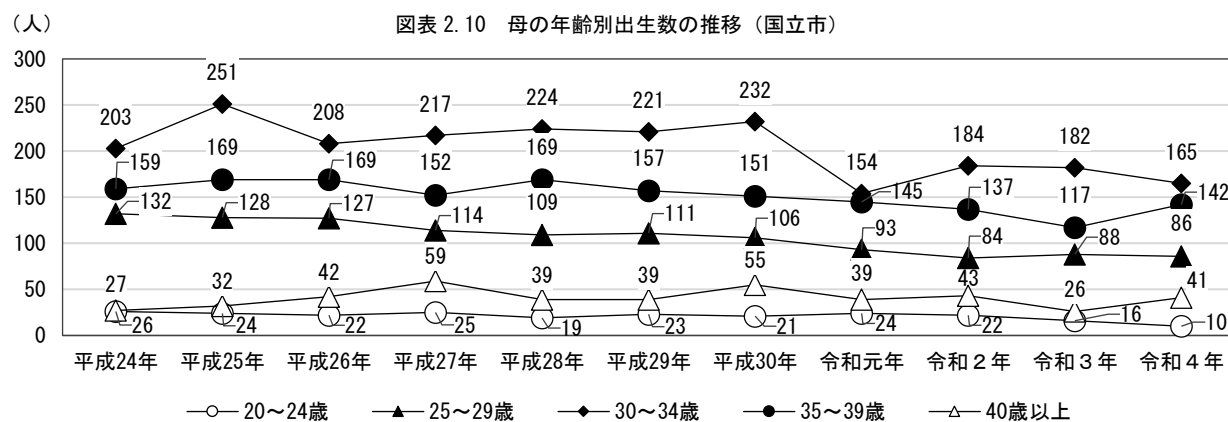
女性の未婚率は、25～29歳では増加傾向にあり、令和2年で75.8%となっています。



資料：総務省国勢調査

(5) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、20～24歳の出生数が減少傾向となっており、令和4年で10人となっています。30～34歳では令和元年で大きく減少し、その後も200人以下で推移しています。

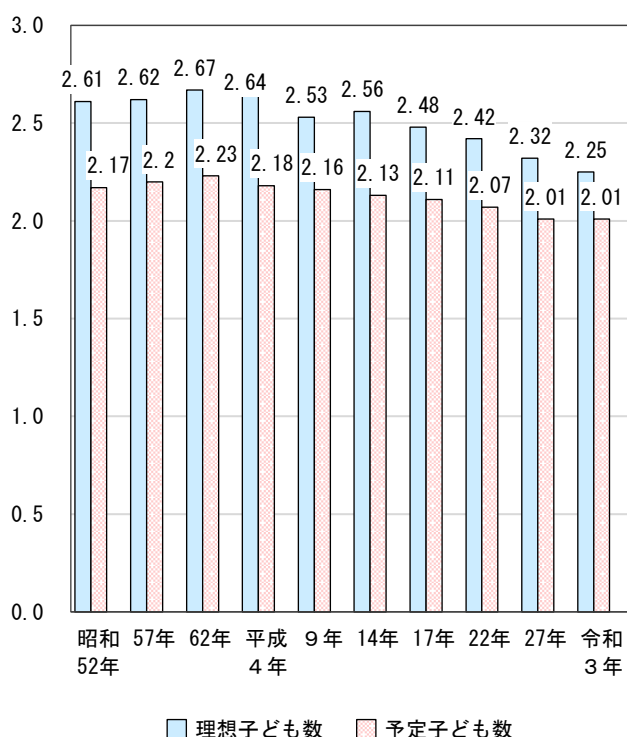


(6) 理想の子ども数と実際にもつつもりの子ども数

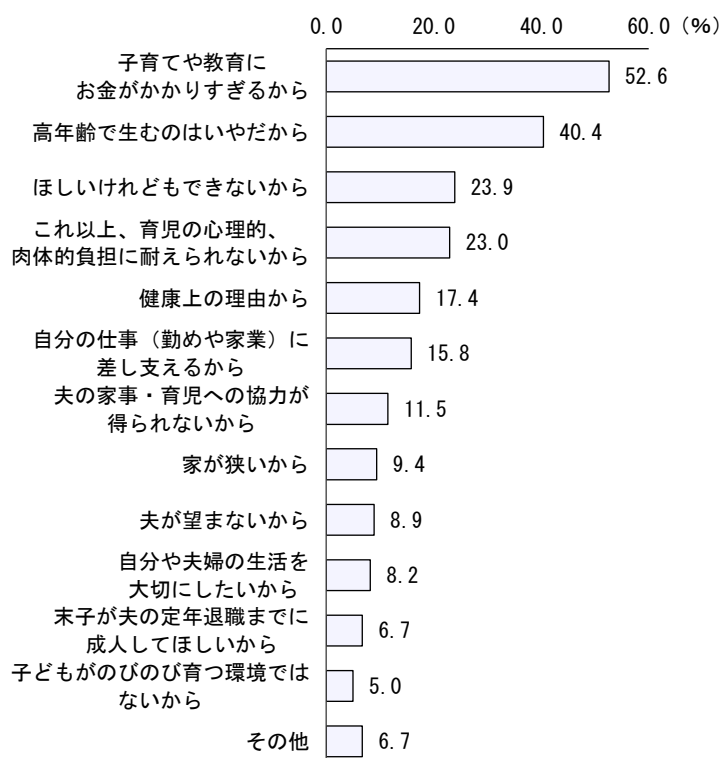
国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」によると、夫婦にたずねた理想的な子ども数（平均理想子ども数）は、前回の第15回調査に引き続き減少し、2.25人となっています。また、夫婦が実際にもつつもりの子ども数（平均予定子ども数）も、2.01人となっています。

理想の子ども数をもたない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が52.6%と最も多くなっています。

図表 2.11 理想子ども数と予定子ども数の推移（全国）



図表 2.12 理想の子ども数をもたない理由

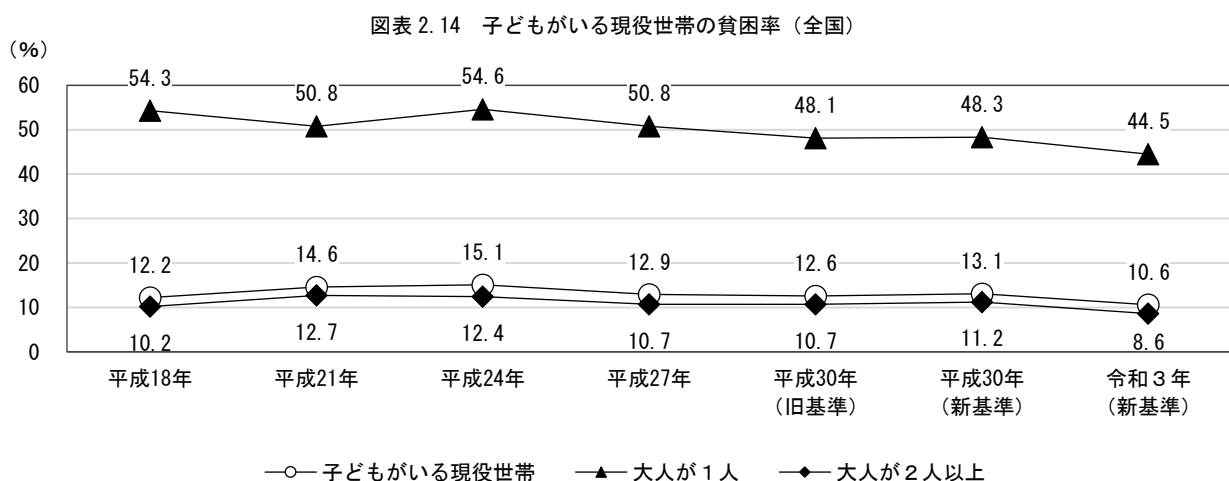
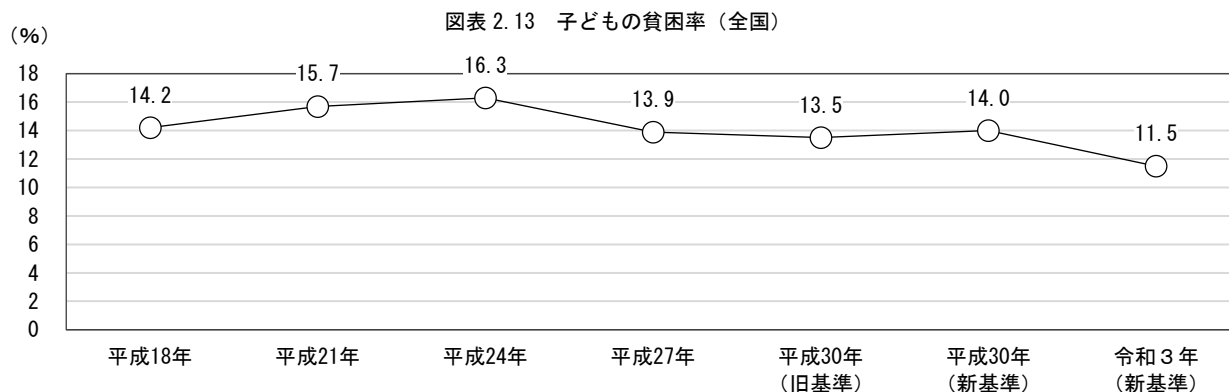


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）
 ※対象は妻の年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。予定子ども数は、現存子ども数と追加予定子ども数の合計。

3 子ども・若者の状況

(1) 子どもの貧困率

令和3年国民生活基礎調査によると、全国の「子どもの貧困率」は減少傾向にあり、令和3年では11.5%となっています。また、子どもがいる現役世帯の貧困率は10.6%であり、そのうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は44.5%で「大人が2人以上」の世帯の貧困率(8.6%)と比較して多くなっています。



資料：厚生労働省 令和3年国民生活基礎調査

※貧困率は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を用いて算出したもの。

※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下のものをいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

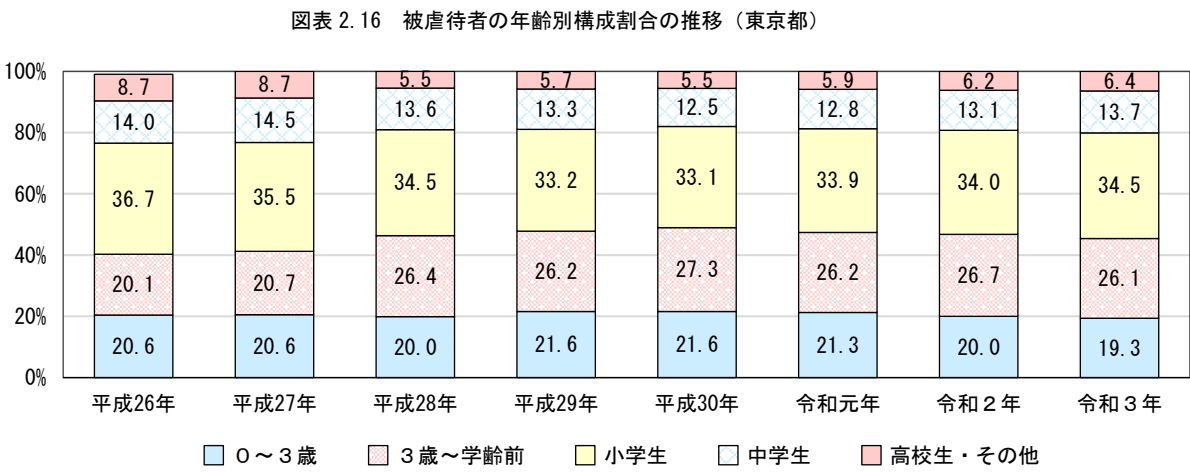
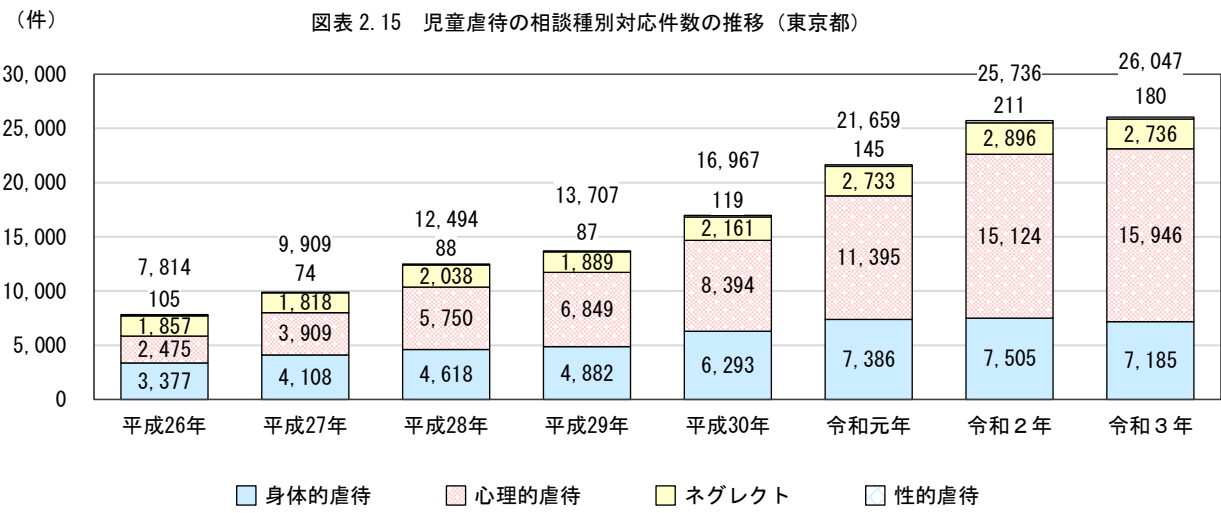
※子どもの貧困率：令和3年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいう。

（２）児童虐待相談件数

東京都の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、令和３年では26,047件で、令和２年と比較すると311件増加しています。

相談の種類別にみると、心理的虐待が最も多くなっており、身体的虐待の約２倍の件数となっています。

虐待を受けている子どもの年齢は、学齢前の子どもの４割を超え、小学生が34.5%となっています。



資料：厚生労働省 福祉行政報告例

厚生労働省による虐待の定義

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
心理的虐待	言葉によるおどし、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

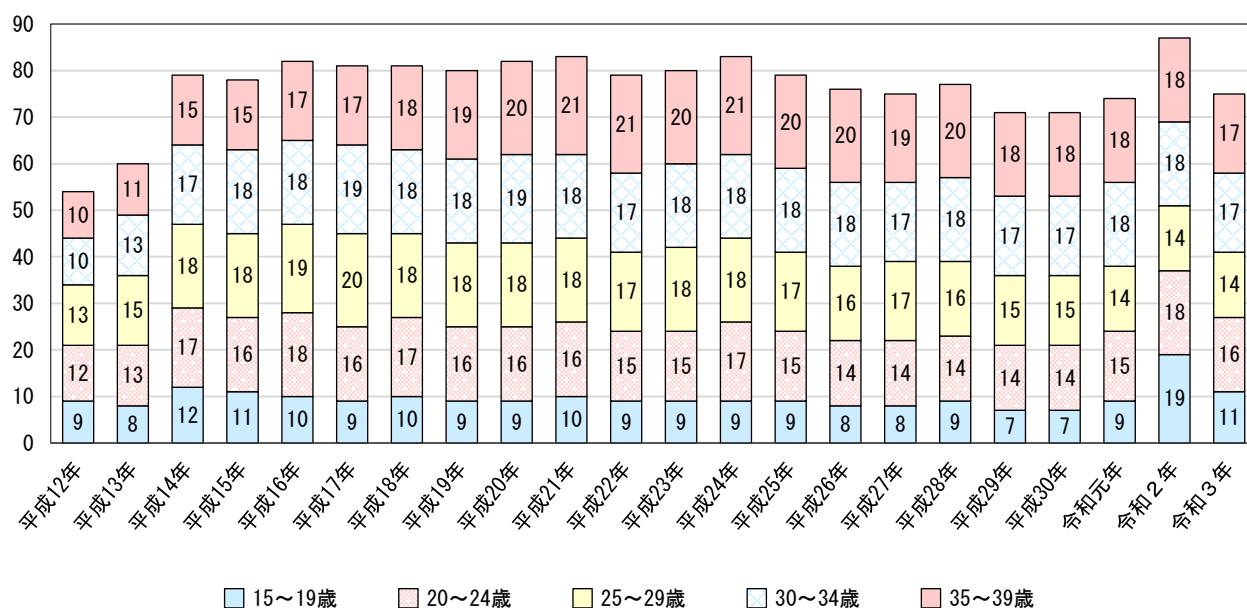
(3) 若年無業者の状況

労働力調査によると、全国の若年無業者（15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、令和2年では87万人にまで増加しましたが、令和3年では75万人となっています。また、35～39 歳も含めると、30 歳代の無業者は約34万人となっています。

15～34 歳人口における割合は、令和2年では2.7%まで増加しましたが、令和3年では2.3%となっています。

(万人)

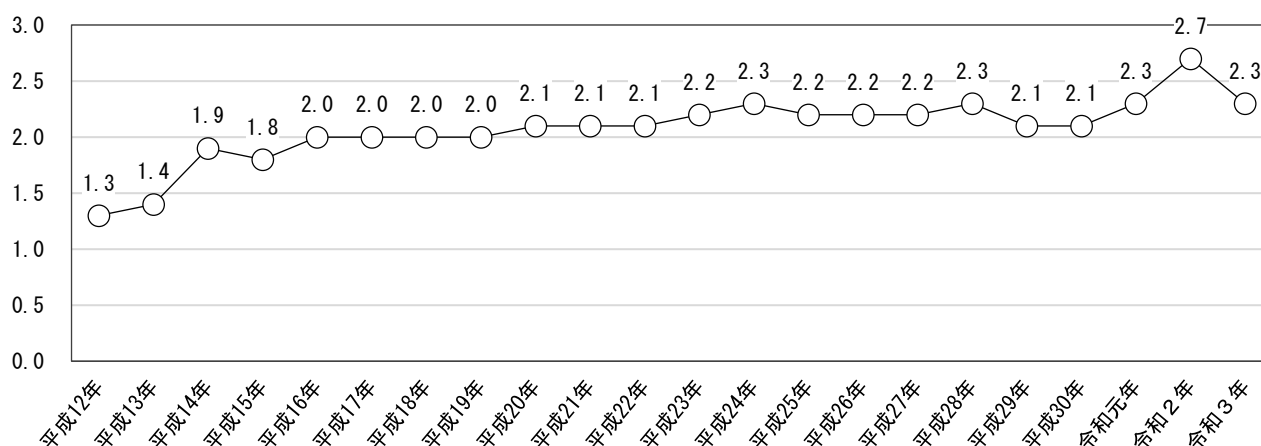
図表 2.17 若年無業者数の推移



15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳

(%)

図表 2.18 15～34 歳人口に占める若年無業者の割合



資料：令和4年版子供・若者白書（総務省）

※若年無業者数には参考として35～39歳の数値も記載

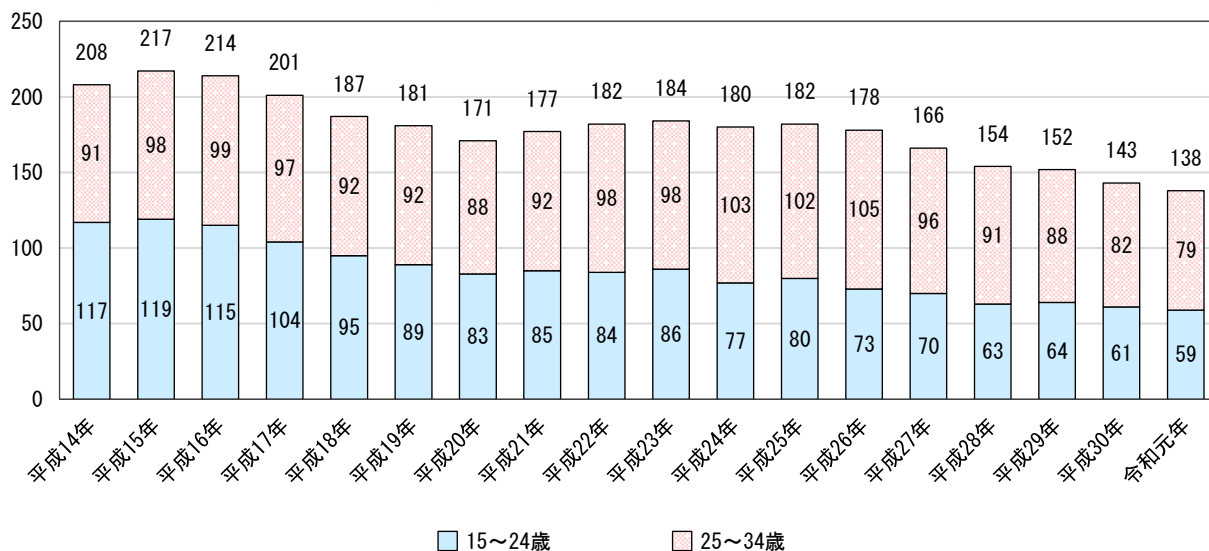
(4) フリーターの状況

労働力調査によると、全国のフリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数は減少傾向であり、令和元年では 138 万人となっています。

また、どの年齢階級別においても、平成 26 年以降は減少傾向となっています。令和元年では 15～34 歳人口に占める割合が 5.5%、25～34 歳人口に占める割合が 6.1%となっています。

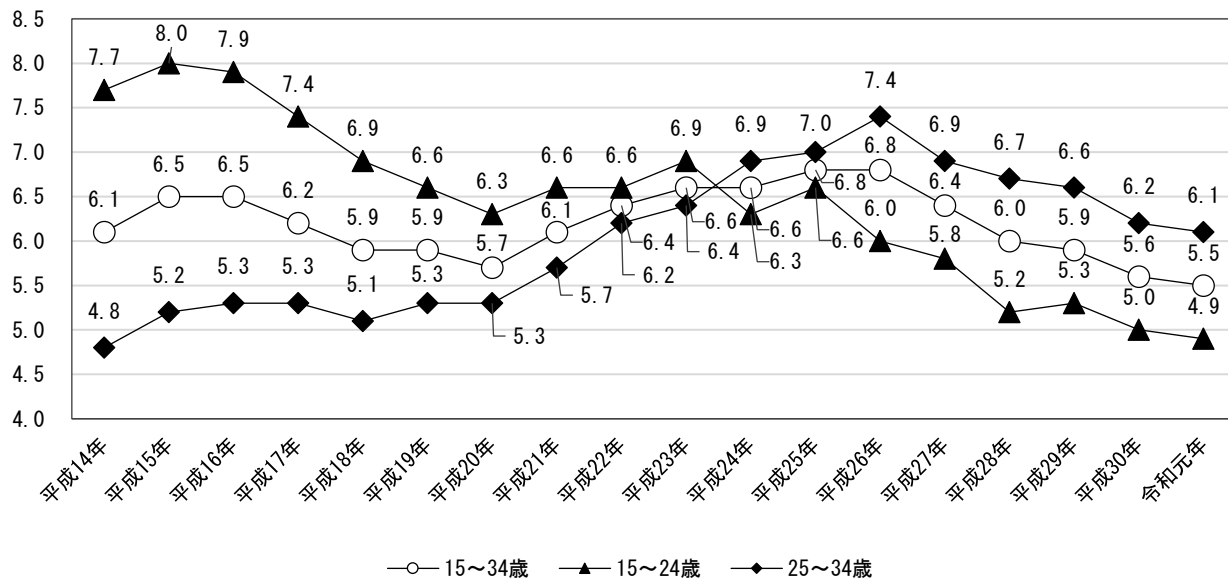
(万人)

図表 2.19 フリーター数の推移（全国）



(%)

図表 2.20 当該年齢階級人口に占めるフリーターの割合（全国）



資料：令和 2 年版子供・若者白書（総務省 労働力調査）

※ここでの「フリーター」とは、15～34 歳の男性または未婚の女性（学生を除く）で、

- ①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- ③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

（５）ひきこもりの状況

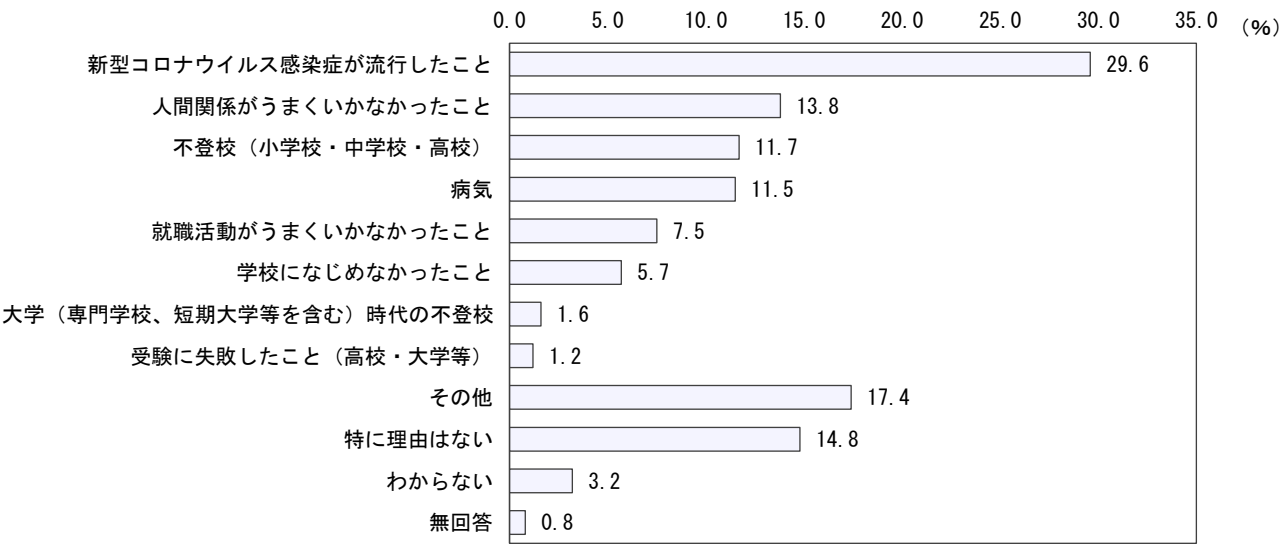
こども家庭庁が令和４年に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、全国で「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者（「狭義のひきこもり」）が４.５%、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」（「準ひきこもり」）が５.２%、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり（ひきこもり群）は９.７%となっています。

また、ひきこもりになったきっかけは、「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」が２９.６%と最も多く、次いで「人間関係がうまくいかなかったこと」が１３.８%となっています。

図表 2.21 普段の外出状況について（全国）

生活状況		割合（％）
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	準ひきこもり	5.2%
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	狭義のひきこもり	3.6%
自室からは出るが、家からは出ない		0.7%
自室からほとんど出ない		0.2%
合計	広義のひきこもり	9.7%

図表 2.22 ひきこもりになったきっかけ・複数回答（全国）



資料：令和４年こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」

4 アンケート調査等の概要

計画の策定にあたり、子ども・若者の現状や、結婚・出産・子育てに係る現状や市民の希望を把握するためにアンケート調査等を実施しました。

(1) 令和5年度アンケート調査

① 就学前児童保護者

調査対象	子ども家庭支援センター、子育てグループ、保育園、幼稚園に通う就学前児童の保護者 (0歳～5歳までの各年代より、300人ずつ抽出)		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	令和5年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	1,800	832	46.2%

② 小学生保護者

調査対象	市内在住の小学校1年生から3年生までの保護者から無作為抽出 (小学校1年生～3年生までの各学年より、300人ずつ抽出)		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	令和5年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	900	408	45.3%

③ 小学校5年生

調査対象	市内在住の小学校5年生から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	令和5年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	300	130	43.3%

④ 中学校2年生

調査対象	市内在住の中学校2年生から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	令和5年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	300	120	40.0%

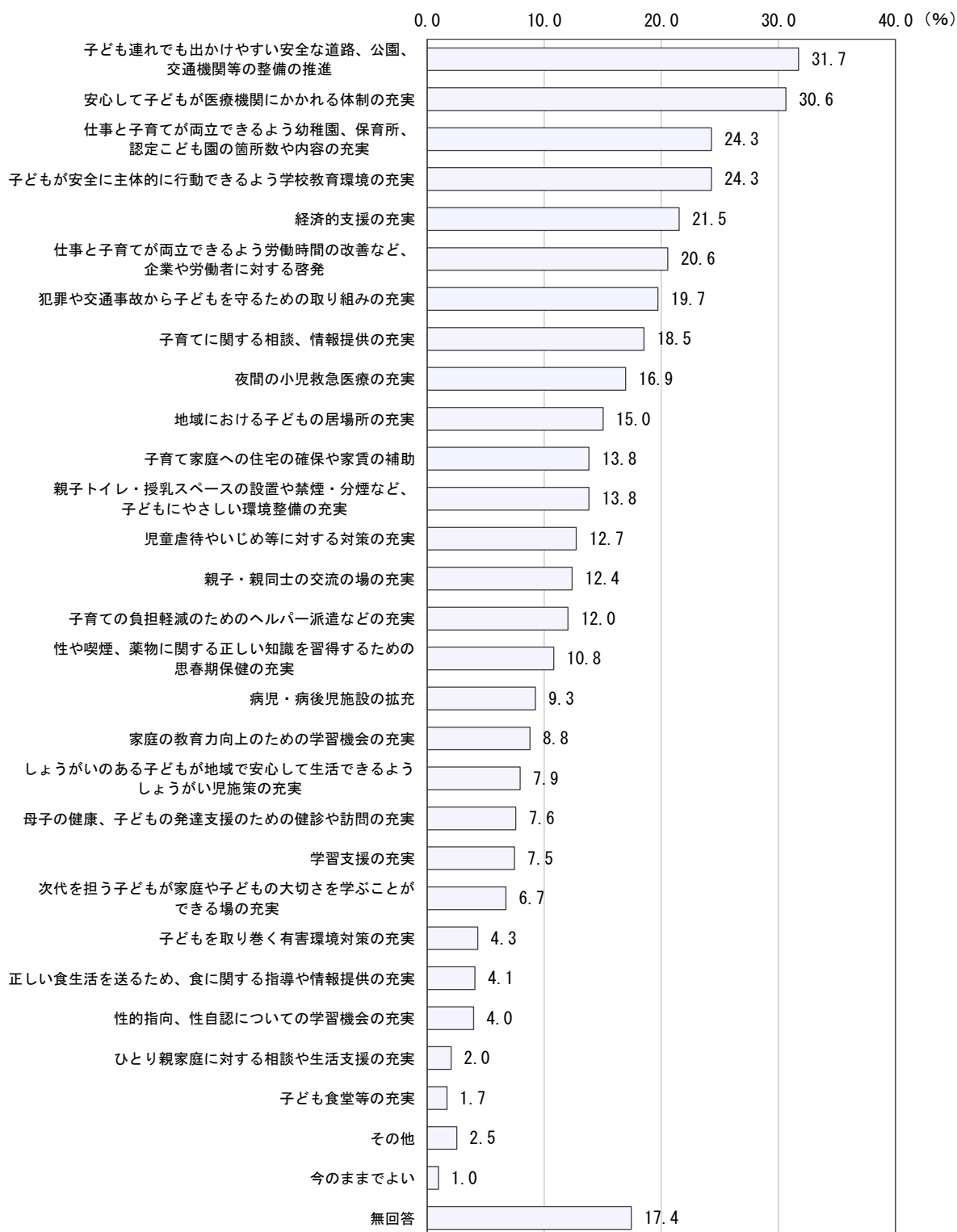
⑤ 平成 18 年度生まれ

調査対象	市内在住の平成18年度生まれの方から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	令和5年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	300	92	30.7%

(2) 主なアンケート調査結果

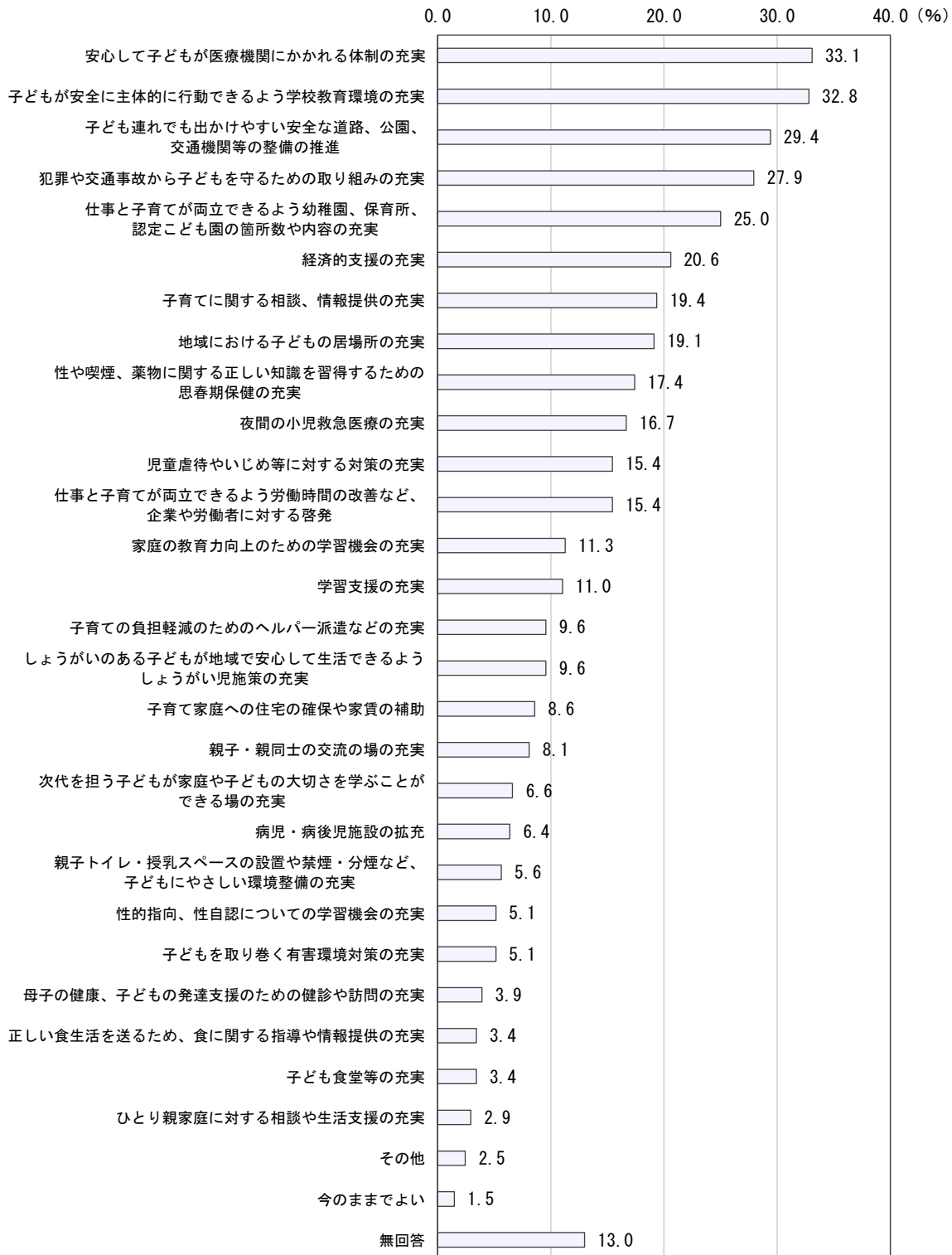
①就学前児童保護者（市で特に実施してほしい子育て支援策について）

就学前児童保護者の市で特に実施してほしい子育て支援策については、「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」が 31.7%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」が 30.6%、「仕事と子育てが両立できるよう幼稚園、保育所、認定こども園の箇所数や内容の充実」、「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」が 24.3%となっています。



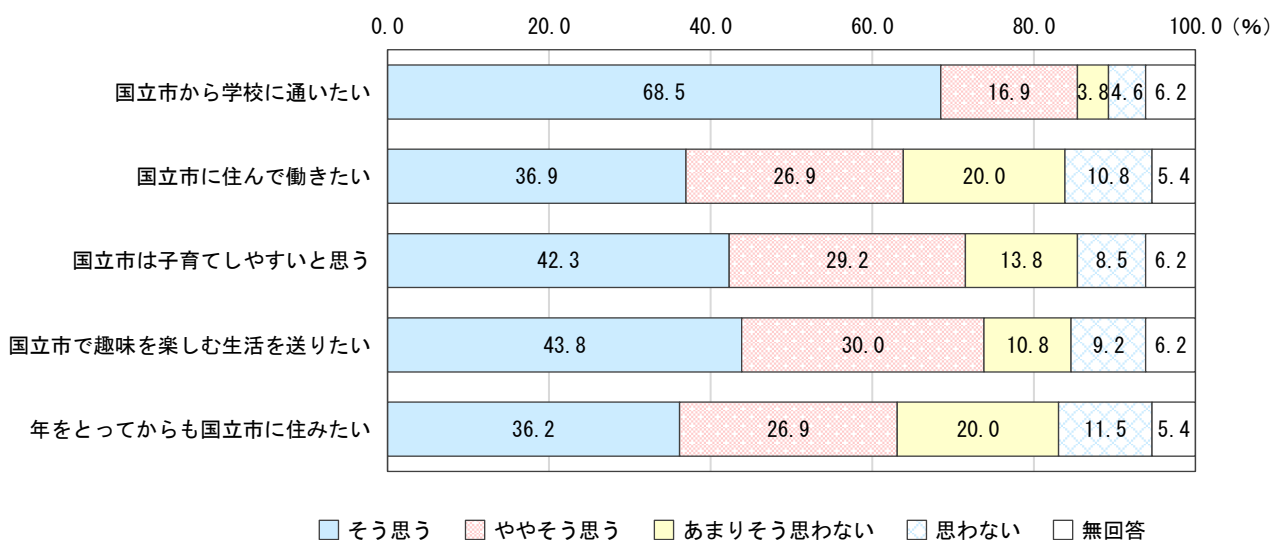
②小学生保護者（市で特に実施してほしい子育て支援策について）

小学生保護者の市で特に実施してほしい子育て支援策については、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」が33.1%と最も多く、次いで「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」が29.4%、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」が27.9%となっています。



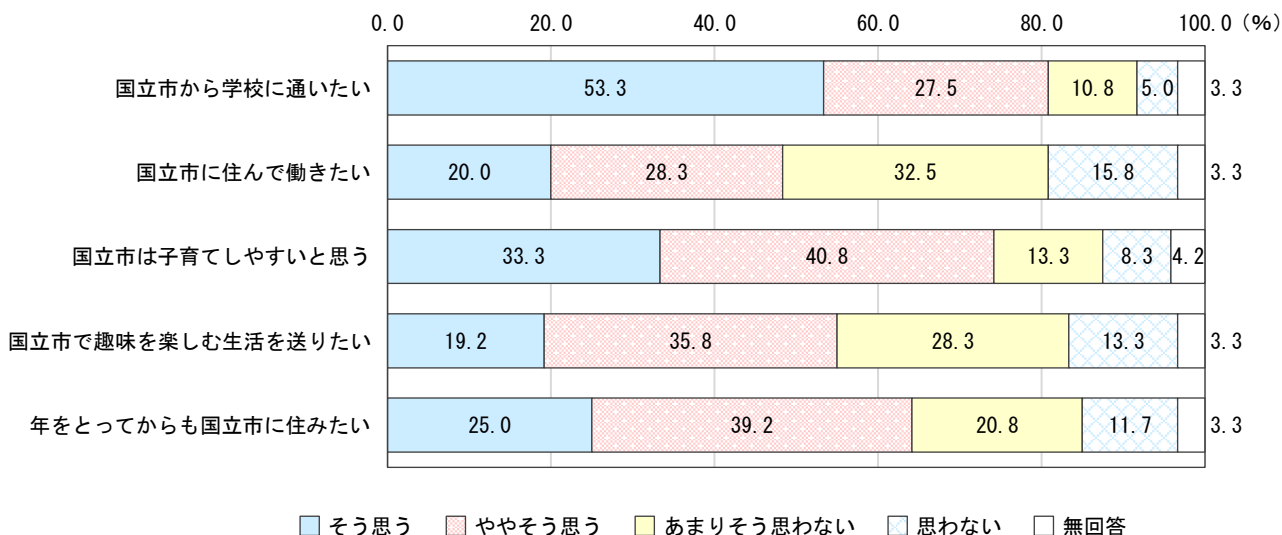
③小学校5年生（国立市での子育てについて）

小学校5年生の国立市での子育てについては、国立市から学校に通うことを希望している人（「そう思う」、「ややそう思う」の合計。以下、同じ。）は85.4%となっていますが、年をとってからでも国立市に住むことを希望している人は63.1%とやや少なくなっています。



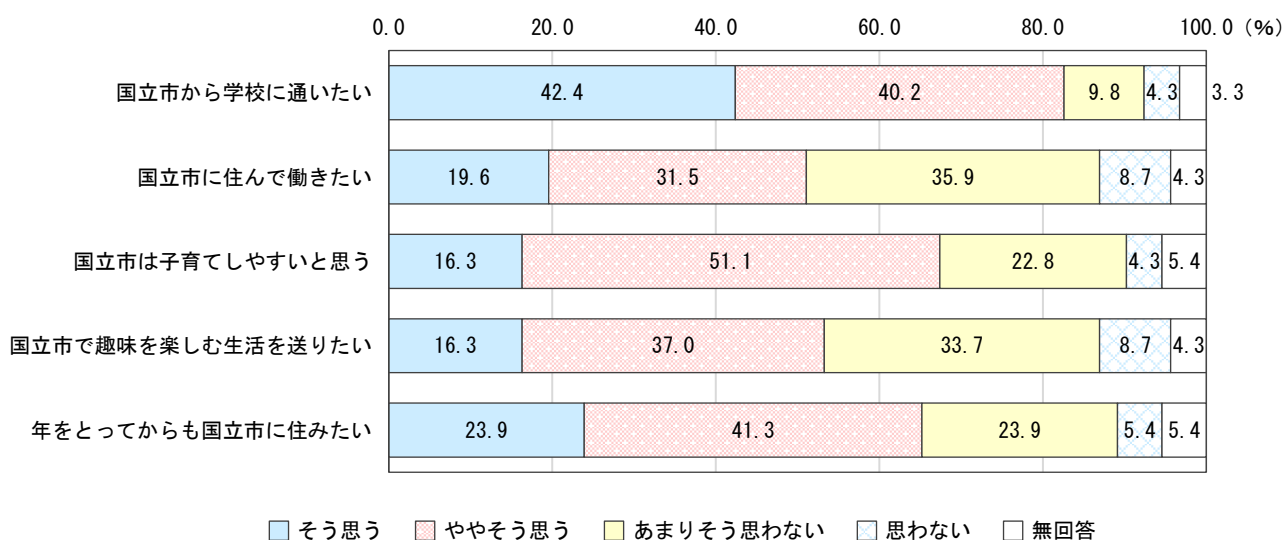
④中学校2年生（国立市での子育てについて）

中学校2年生の国立市での子育てについては、国立市から学校に通うことを希望している人は80.8%となっていますが、国立市に住んで働くことを希望している人は48.3%と少なくなっています。



⑤平成 18 年度生まれ（国立市の子育てについて）

平成 18 年度生まれの国立市での子育てについては、国立市から学校に通うことを希望している人は 82.6%となっていますが、国立市に住んで働くことを希望している人は 51.1%と少なくなっています。



5 子どもの権利に関する子どもの声

国立市子ども基本条例の作成にあたり、国立市に関わる子どもたちを中心にヒアリング等を行ってきました。

■ヒアリング等の実施経過

令和2年	子どもたちへのヒアリングを開始 子どもたちを集めて意見を聴く場として「子どもサミット」を実施(計5回)
令和3年	子どもの権利に関するシンポジウムを開催
令和4年	骨子案・素案を作成、パブリックコメントを実施(パブリックコメント意見数98件)
令和5年	子どもたちへの直接のヒアリング数が500人を到達 (内訳…小学生326人 中学生:83人 高校生:99人 外国籍の児童:7人 しょうがいを持つ児童:12人 「権利のたね」としてアンケート調査を実施(内訳…子ども160件 大人:14件) 市長と語るタウンミーティングを2回開催(参加者数1回目:13人、2回目(教育部主催):10人 国立市立小中学校全校を巡回、教職員への説明・意見交換を実施
令和6年	素案を作成、パブリックコメントを実施(パブリックコメント意見数92件)。

子どもの権利の実態を把握するためには、子どもたちが子どもの権利について理解していること、その上で、子ども自身がどのような状態にあり、どのような気持ち・思いをもっているのか、ということ丁寧把握する必要があります。このことを踏まえ、子どもたちの声を聴く手段としては、ペーパーアンケートやウェブアンケート以上に、対面でのヒアリングに注力してきました。また、ヒアリングの場所についても、職員が子どもたちのいる場所(学校や学童保育所、クラブ活動の場など)に赴き、聞き取りをする職員以外の大人がいない状況をつくり、安心して発言ができる環境を整えて実施してきました。また、ヒアリングの前段には、日本ユニセフ協会の作成した「子どもの権利条約カード」を用いて、子どもの権利についての説明を行っています。

子どもたちからあった声の一部を以下に記載します。

Q: 自分の権利が守られていないと感じることはある？	・子どもには大人がわからない疲労がある(人間関係や部活、勉強等) ・本をゆっくり読みたいのに大人の都合でやめさせられる ・幼い弟の世話で休めない ・兄弟と比べられる。もっと自分らしいところを見てほしい ・自分の得意なこと、好きなことを尊重してほしい ・勝手に習い事を決められた ・好き(得意)じゃないことをやれと言われる ・室内で遊びたいのに外で遊べと言われる ・自分の理解に合わせてやりたいのに、急かされたりする ・親が怒ると思うと、言いたいことも言えない ・意見の強い子に引っ張られる、同調圧力に屈してしまう ・夢を持ちたくても、なりたい職業に関する情報がない ・自分の将来やりたいことについて頭ごなしに否定される
----------------------------	---

	・親、兄弟から叩かれたりする ・SNS 等で嫌なことを言われたことがある ・親がけんかしているのを見てつらくなる ・子どもだから口答えをするなど言われた ・習い事でうまくいかないときに叩かれた Etc.
Q: 自分の権利が守られるために、大人にしてほしいことは？	・暴力をしないでほしい ・姉・兄だから我慢しろ、と言わないでほしい ・話を聞いてほしい ・子どもに向き合う時間を作ってほしい ・否定するときは理由を説明してほしい ・生徒をえこひいきしないでほしい ・きつい言い方をしないでほしい ・説明もなく意見を否定しないでほしい ・相談しやすい環境をつくってほしい ・悩みの内容も様々、段階もある、多様化に合わせた相談先がほしい ・休日の過ごし方を親に勝手に決められる ・先生に意見を言っても受け止めてもらえない ・相談室のような場所は入りづらい ・学校内の相談場所は、先生に伝わるのではと思うと怖い ・親は忙しくても時間を作って話を聞いてほしい ・叱る前に両方の話を聞いてほしい ・アンケート調査等では、いじめ等について書かない 隠している当事者がいることに気づいてほしい ・配慮に欠ける言葉をかけないでほしい ・話しやすい、相談しやすい場を作ってほしい Etc.